

新旧対照表

○神奈川県建築基準法施行細則

新	旧
(道路の位置の指定等) 第3条 (略) 2 (略) 3 法第42条第1項第5号の規定による道路（法附則第5項の規定により道路とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）の位置を変更しようとする場合（次項に掲げる場合を除く。）については、第1項及び <u>前項</u> の規定を準用する。この場合において、第1項中「道路の位置の指定申請書（第2号様式）」とあるのは「道路の位置の変更申請書（第4号様式）」と、「指定を受けようとする道路」とあるのは「指定を受けた道路のうち位置の変更により廃止しようとする部分及び指定を受けた道路に接する土地のうち位置の変更により指定を受けようとする部分」と、「道路の位置の指定承諾書（指定道路敷の所有者等用）（第3号様式）」とあるのは「道路の位置の変更承諾書（指定道路敷の所有者等用）（第4号様式の2）」と、「指定道路敷を」とあるのは「指定道路敷（指定を受けた道路のうち位置の変更により廃止しようとする部分を除く。）を」と、「道路の位置の指定承諾書（指定道路敷の管理者用）（第3号様式の2）」とあるのは「道路の位置の変更承諾書（指定道路敷の管理者用）（第4号様式の2の2）」と読み替えるものとする。	(道路の位置の指定等) 第3条 (略) 2 (略) 3 法第42条第1項第5号の規定による道路（法附則第5項の規定により道路とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）の位置を変更しようとする場合（次項に掲げる場合を除く。）については、第1項及び <u>第2項</u> の規定を準用する。この場合において、第1項中「道路の位置の指定申請書（第2号様式）」とあるのは「道路の位置の変更申請書（第4号様式）」とし、「指定を受けようとする道路」とあるのは「指定を受けた道路のうち位置の変更により廃止しようとする部分及び指定を受けた道路に接する土地のうち位置の変更により指定を受けようとする部分」とし、「道路の位置の指定承諾書（指定道路敷の所有者等用）（第3号様式）」とあるのは「道路の位置の変更承諾書（指定道路敷の所有者等用）（第4号様式の2）」とし、「指定道路敷を」とあるのは「指定道路敷（指定を受けた道路のうち位置の変更により廃止しようとする部分を除く。）を」とし、「道路の位置の指定承諾書（指定道路敷の管理者用）（第3号様式の2）」とあるのは「道路の位置の変更承諾書（指定道路敷の管理者用）（第4号様式の2の2）」とする。
4・5 (略) 6 前2項の規定は、次の各号に掲げる法第42条第1項第5号の規定による道路の全部又は一部の廃止については適用しない。 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は同法第35条の2の規定による開発許可を受けた開発区域内で、開発行為が着手された部分に存在する道路 (2)～(4) (略) (5) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示を受けた部分に存在する道路 7 (略)	4・5 (略) 6 前2項の規定は、次の各号に掲げる法第42条第1項第5号の規定による道路の全部又は一部の廃止については適用しない。 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条、同法第35条の2若しくは同法附則第4項の規定による開発許可を受けた開発区域内で、開発行為が着手された部分に存在する道路 (2)～(4) (略) (5) 道路法第18条の規定による道路の区域の決定又は変更の公示を受けた部分に存在する道路 7 (略)
(国の建築物等に係る手続への準用) 第11条 第8条から <u>前条</u> までの規定は、法第18条（法第88条において準用する	(国の建築物等に係る手続への準用) 第11条 第8条から <u>第10条</u> までの規定は、法第18条（法第88条において準用す

新	旧
<p>場合を含む。) の規定による手続について準用する。</p> <p>(長屋の構造等の基準等)</p> <p>第12条の3 条例第20条第1項の知事が別に定める基準は、防火地域以外の区域内にある建築物にあつては次に掲げるものとし、防火地域及び準防火地域以外の区域内にある建築物にあつては第1号及び第2号に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が3メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさし等（ひさし、袖壁その他これらに類するもので、次の(ア)から(エ)までのいずれかに掲げる構造方法を用いるものをいう。次号において同じ。）が防火上有効に設けられていること。</p> <p>(ア) 準耐火構造の床又は壁に用いる構造とすること。</p> <p>(イ) 防火構造の外壁に用いる構造とすること。</p> <p>(ウ) 政令第109条の3第2号ハに規定する3階以上の階における床に用いる構造又は政令第115条の2第1項第4号に規定する1階の床（直下に地階がある部分に限る。）及び2階の床（通路等の床を除く。）に用いる構造とすること。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(3) 3階の各戸（各戸の階数が2以上であるものにあつては、2階以下の階の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各戸以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各戸以外の部分の開口部がないもの又は当該各戸以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等で防火上有効に遮られているものを除く。）に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。</p>	<p>場合を含む。) の規定による手続について準用する。</p> <p>(長屋の構造等の基準等)</p> <p>第12条の3 条例第20条第1項の知事が別に定める基準は、防火地域以外の区域内にある建築物にあつては次に掲げるものとし、防火地域及び準防火地域以外の区域内にある建築物にあつては第1号及び第2号に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が3メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する構造方法を用いるものが、防火上有効に設けられていること。</p> <p>(ア) 準耐火構造の床又は壁に用いる構造方法</p> <p>(イ) 防火構造に用いる構造方法</p> <p>(ウ) 政令第109条の3第2号ハ又は第115条の2第1項第4号に規定する構造に用いる構造方法</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(3) 3階の各戸（各戸の階数が2以上であるものにあつては、2階以下の階の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各戸以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各戸以外の部分の開口部がないもの又は当該各戸以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等（ひさし、袖壁その他これらに類するもので、前号ウに規定する構造方法を用いるものをいう。）で防火上有効に遮られているものを除く。）に法第2条第9号の2ロに規定する防</p>

新	旧								
2 (略) (前面道路等との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和) 第16条 条例第52条の12第3項の規定による同条第1項及び第2項の規定の適用の緩和に関する措置は、 <u>次条から第19条までに定めるところによる。</u> (敷地面積の規模) 第22条 政令第136条第3項ただし書の規定により知事が定める規模は、次の表の左欄に掲げる <u>地域の区分に応じ</u> 、同表の右欄に掲げる数値とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地域</th><th style="text-align: center;">敷地面積の規模</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table>	地域	敷地面積の規模	(略)	(略)	火設備が設けられていること。 2 (略) (前面道路等との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和) 第16条 条例第52条の12第3項の規定による同条第1項及び第2項の規定の適用の緩和に関する措置は、 <u>第17条から第19条までに定めるところによる。</u> (敷地面積の規模) 第22条 政令第136条第3項ただし書の規定により知事が定める規模は、次の表の左欄に掲げる <u>区分に応じて</u> 、同表の右欄に掲げる数値とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地域</th><th style="text-align: center;">敷地面積の規模</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table>	地域	敷地面積の規模	(略)	(略)
地域	敷地面積の規模								
(略)	(略)								
地域	敷地面積の規模								
(略)	(略)								
(一定の複数建築物に対する制限の特例に関する公告事項等) 第23条の4 (略) 2 (略) 3 知事は、 <u>条例第52条の15第4項及び前項に規定する縦覧事項を表示した図書</u> を建築物の所在地に係る別表の左欄に掲げる区域の別に応じ当該右欄に掲げる事務所に備え置き、一般の縦覧に供するものとする。	(一定の複数建築物に対する制限の特例に関する公告事項等) 第23条の4 (略) 2 (略) 3 <u>条例第52条の15第4項の規定により</u> 知事は、 <u>同項及び前項に規定する公告事項を表示した図書</u> を建築物の所在地に係る別表の左欄に掲げる区域の別に応じ当該右欄に掲げる事務所に備え置き、一般の縦覧に供するものとする。								
(建築計画概要書等の写し等の交付請求) 第30条 条例第52条の18の2の規定により建築計画概要書等の写しの交付を請求しようとする者は、建築計画概要書等の写しの交付請求書（第19号様式）を、次の各号に掲げる建築計画概要書等の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 建築計画概要書、築造計画概要書、建築基準法令による処分等の概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書 当該請求に係る建築物、工作物又は建築設備（次項において「建築物等」という。）の所在地に係る別表の左欄に掲げる <u>区域</u> の別に応じ、当該右欄に掲げる事務所の長 2 条例第52条の18の2の規定により台帳記載事項証明書の交付を請求しようとする者は、台帳記載事項証明書交付請求書（第20号様式）を、当該請求に	(建築計画概要書等の写し等の交付請求) 第30条 条例第52条の18の2の規定により建築計画概要書等の写しの交付を請求しようとする者は、建築計画概要書等の写しの交付請求書（第19号様式）を、次の各号に掲げる建築計画概要書等の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 建築計画概要書、築造計画概要書、建築基準法令による処分等の概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書 当該請求に係る建築物、工作物又は建築設備（次項において「建築物等」という。）の所在地に係る別表の左欄に掲げる <u>区分</u> の別に応じ、当該右欄に掲げる事務所の <u>土木事務所長</u> 2 条例第52条の18の2の規定により台帳記載事項証明書の交付を請求しようとする者は、台帳記載事項証明書交付請求書（第20号様式）を、当該請求に								

新	旧
係る建築物等の所在地に係る別表の左欄に掲げる区域の別に応じ、当該右欄に掲げる事務所の <u>長</u> に提出しなければならない。	係る建築物等の所在地に係る別表の左欄に掲げる区域の別に応じ、当該右欄に掲げる事務所の <u>土木事務所長</u> に提出しなければならない。
3 (略)	3 (略)
(条例の読み替規定の適用区域)	(条例の読み替規定の適用区域)
第31条 条例第57条の2に規定する知事が別に定める区域は、法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域から条例第53条第1項に規定する市町村の区域を除いた区域とする。	第31条 条例第57条の2に規定する知事が別に定める区域は、法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域から条例第53条第1項に規定する市町村の区域を除いた区域とする。
2 <u>前項に規定する区域内の建築物等について、条例の規定により第2条、第2条の2及び第9条（第11条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定を適用する場合には、これらの規定中「知事」とあるのは、「市町村の長」とする。</u>	2 <u>前項の市町村の区域内の建築物等について、条例の規定により第2条、第2条の2及び第9条（第11条の規定により準用される場合を含む。以下この条において同じ。）の規定を適用する場合には、これらの規定中「知事」とあるのは「市町村の長」と読み替えるものとする。</u>
3 <u>第1項に規定する区域においては、当該区域内の市町村の長は、第2条、第2条の2及び第9条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する事項について別に定めることができる。</u>	3 <u>第1項の市町村の区域においては、当該市町村の長は、第2条、第2条の2及び第9条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する事項について別に定めることができる。</u>